

募集

平成31年度採用町職員 (資格免許職)候補者

平成31年度採用の町職員(資格免許職・幼児保育教育職および保健師職)候補者を募集します。

- ▼職種・採用予定人数
- 幼児保育教育職 若干名
- 保健師職 若干名
- ▼受験資格
- 幼児保育教育職 平成元年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、保育士および幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する者または平成31年3月までに取得見込みの者(学歴は問いません)
- 保健師職 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、保健師および看護師の両方の資格・免許を有する者または平成31年4月までに取得見込みの者(学歴は問いません)
- ▼試験の方法
- 期日 10月13日(土)
- 場所 猪苗代町役場
- 内容 小論文試験と面接試験
- ▼受験申込用紙および募集要領の交付

福祉

ちびっこランドで楽しく遊びませんか?

町では、親子の遊びの教室「ちびっこランド」を前期と後期の2回に分けて開催しています。今回は、後期の参加者を募集します。音楽に合わせて踊ったり、思い切り体を動かしたり、季節に合わせた遊びなどを行っています。近所に同年代の子どもが少ない、転入したばかりで母親同士の情報交換がしたいという人は、ぜひご参加ください。

▼対象

町内在住の2歳から4歳までの子どもと保護者20組(※以前参加したことがある人は除きます)

▼日程

10月30日(火)、11月20日(火)、12月18日(火)、平成31年1月29日(火)、2月26日(火)
※全5回

▼時間

午前10時から正午まで

▼会場

町農村環境改善センター

▼申し込み締切 10月16日(火) 定員になり次第、締め切ります。

▼申し込み方法 電話でお申し込みください。

町ホームページからダウンロードし、申込用紙をプリントアウト(B4サイズ)していただくか、総務課でお受け取りください。

郵送を希望する人は、封筒の表に「幼児保育教育職(または保健師職)試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信先明記の封筒(角型2号)を同封してください。

○郵送宛先

〒969-3123
猪苗代町字城南100番地
猪苗代町総務課

▼受付期間

9月10日(月)から10月3日(水)までに総務課に提出してください。郵送の場合は10月3日(水)必着とします。

▼受付申し込みなどの詳細

受験申し込みや試験の詳細については、募集要領をご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62)2111

税務課臨時職員

町税務課では、次のとおり臨時職員を募集します。

▼募集職種および予定人員

住民税等課税事務補助(主に所得税・住民税申告の受付事務)

▼申し込み・問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115



「ちびっこランド」で一緒に楽しい時間を過ごしませんか

成人式

成人式のご案内

成人式を開催しますので、新成人の人は11月9日(金)までに手続きをお願いします。

▼日時 平成31年1月13日(日) 午後2時～午後3時15分頃

▼場所 学びいな

▼対象 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ

▼手続き方法

町内に住民登録している人は、往復はがきでご案内を差し上げますので、出席希望の有無を記入の上、ご返信ください。転出済みの方と9月1日以降に転入した方は、出席を希望する場合のみ電話などでお申し込みください。

1人
▼勤務条件
猪苗代町臨時職員の雇用等に関する規則によります。

▼応募手続き

町指定の履歴書に記入し、写真を貼り付けて、9月28日(金)までに税務課に提出してください。履歴書は税務課に備え付けてあります。

▼選考 面接により選考します。

○日時 10月5日(金) 午前9時～

○場所 町役場1階 税務課

▼雇用期間 平成30年12月3日～平成31年3月29日

▼問い合わせ先

税務課 賦課係
☎(62)2113

道路除雪臨時運転手

町では、冬期間における道路交通の安全を確保するため、道路除雪臨時運転手を募集します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼募集職種および予定人員

道路除雪臨時運転手 25人程度

▼雇用予定期間

平成30年12月3日(月)から平成31年3月31日(日)まで

▼賃金

町の規定によります。早朝、

▼その他

当日は昭和60年以降の集合写真を会場に展示します。

▼申し込み・問い合わせ先

生涯学習課 生涯学習係
☎(72)0180



お知らせ

町勤労者互助会の 会員を募集

猪苗代町勤労者互助会は、町内の事業所で働く勤労者の皆さんの生活安定と労働福祉の向上、福利厚生増進などを図る組織です。月々700円の掛金で幅広い慶事に給付できる共済で、加入・請求手続きが簡単なのが特徴です。

詳しくは町のホームページをご覧ください。

▼加入できる人

・町内の事業所に勤務する従業員

深夜、休日出勤は超過勤務手当あり。
※経験年数により基本賃金が変わります。

▼採用条件

猪苗代町臨時職員の雇用等に関する規則によります。また、平成31年3月31日現在満70歳以下の健康な人で、大型特殊免許(ホイールトラクター限定免許除く)および車両系建設機械運転技能講習修了資格の保持者に限ります。

※平成30年12月3日現在で65歳以上の人は、除雪車の運転経験があり即時運転および作業が可能な人に限ります。

▼提出書類

・履歴書(用紙は建設課で受け取るか、町ホームページでダウンロードできます。)

・運転免許証の写し

・車両系建設機械運転技能講習修了証の写し

・健康診断書

▼選考

書類選考。ただし、場合により面接試験により選考します。

▼申込期限

10月19日(金)まで

※募集人数に達した場合は、期限内に募集を締め切ります。

▼応募・問い合わせ先

建設課 建設係
☎(62)2118

員および事業主

・町内居住者で、町外の事業所に勤務する人

▼新規加入対象年齢

15歳から70歳

▼主な共済内容

・給付金による福利厚生(結婚祝金、出生祝金、病傷見舞金、住宅災害金など)

・施設入場券の会員価格での販売、パーティーなどのレクリエーション事業

・福島県の労働者支援融資制度の紹介

▼問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎(62)2117

市町村対抗 ソフトボール大会

第5回市町村対抗福島県ソフトボール大会が次のとおり開催されます。皆さんで猪苗代町チームを応援しましょう。

▼日時 10月13日(土)

第3試合 午後2時30分試合開始予定

▼会場

相馬光陽ソフトボール場B球場(相馬市)

▼対戦相手 埴町

▼問い合わせ先

生涯学習課 社会体育係
☎(72)0180

出前講座

「町政出前講座」を実施しています

町では、町民の皆さんを対象に「町政出前講座」を行政区ごとに行っています。

▼平成30年度講座メニュー

- ① 火山防災について(磐梯山火山防災マップについてを含む)
- ② 猪苗代湖の水環境保全について
- ③ 生活習慣病の予防について
- ④ 家庭ごみの正しい分別について
- ⑤ 介護保険について
- ⑥ 介護予防について
- ⑦ 地域支え合いづくりについて
- ⑧ 認知症について
- ⑨ 磐梯山ジオパークについて

▼申込方法

総務課備え付けの「町政出前講座申込書」にご記入の上、総務課にご提出ください。なお、申請者は行政区長となります。

▼開催日時

町の休日を除く午後6時30分～午後9時の間で、1時間30分程度

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

交通安全

第24回猪苗代町交通安全町民大会ふれあいキャンパーン

第24回猪苗代町交通安全町民大会ふれあいキャンパーンを次のとおり開催いたします。エアバック体験のほか、パトカーや白バイの乗車体験を開催します。この機会に白バイやパトカーに乗ってみましょう。

▼日時

9月29日(土) 午後1時～午後4時
※パトカー・白バイの乗車体験は午後1時30分～

▼場所

ヨークベニマル猪苗代店

※雨天時

学びいな

▼その他

先着200人に記念品をプレゼント

▼問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62) 2111



掲示板

告示

- ・第22号「公共下水道の供用開始告示」(上下水道課下水道係)
- ・第24号「公の施設の指定管理告示」(総務課行政管理係)
- ・第25号「公の施設の指定管理告示」(町民生活課環境係)
- ・第26号「公の施設の指定管理告示」(商工観光課商工観光係)
- ・第27号「指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る告示について」(地域生活支援センターいなわしろ)(保健福祉課社会福祉係)
- ・第29号「公の施設の指定管理

- 告示(生涯学習課社会体育係)
- ・第30号「猪苗代町人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課社会福祉係)
- ・第31号「猪苗代町自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課社会福祉係)
- ・第32号「猪苗代町障がい者自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課社会福祉係)
- ・第33号「猪苗代町認知症総合支援事業実施要綱」(保健福祉課高齢者福祉係)
- ・第34号「猪苗代町高齢者見守りQRコード交付事業実施要綱」(保健福祉課高齢者福祉係)
- ・第35号「猪苗代町子育て世代包括支援センター事業実施要綱」(保健福祉課健康づくり係)
- ・第36号「猪苗代町総合健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課健康づくり係)
- ・第37号「猪苗代町風しんワクチン接種及び抗体検査助成事業実施要綱の一部を改正する要綱」(保健福祉課健康づくり係)
- ・第38号「分任出納員の告示について」(総務課行政管理係)
- ・第39号「町道路線変更に関する告示」(建設課建設係)
- ・第40号「町道の区域変更に関する告示」(建設課建設係)

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

公告

- する告示(建設課建設係)
- ・第41号「町道の供用開始に関する告示」(建設課建設係)
- ・第12号「平成30年度猪苗代町の発注予定工事情報」(企画財務課財務係)
- ・第13号「インターネット公売の公告について(第1号)」(税務課収納係)
- ・第14号「平成31年度猪苗代町職員(大卒程度、短大卒程度)採用候補者試験」(総務課行政管理係)
- ・第15号「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(町民生活課環境係)
- ・第16号「平成30年4月分」(農地利用集積計画)」(農業委員会農地係)
- ・第17号「不動産等の最高価申込者決定」(税務課収納係)
- ・第18号「平成30年5月分」(農地利用集積計画)」(農業委員会農地係)
- ・第19号「平成31年度猪苗代町職員(高校卒程度)採用候補者試験」(総務課行政管理係)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれ担当課にお問い合わせください。

なりすまし詐欺に注意



県内のなりすまし詐欺の被害が増加しています。被害に遭わないよう、怪しい電話などがあった場合には、すぐに警察や消費生活センターなどに相談しましょう。

●詐欺の特徴

家族や警察、銀行員や地方公共団体職員などになりすまし、電話などを通してお金をだまし取る手口です。

●対処方法

電話で現金の送付や振込みを要求してきたら、詐欺を疑いましょう。高額な請求に対しても、慌てて現金やカードを用意せず、まずは警察や消費生活センターまたは家族に相談しましょう。

●相談先

- 消費者ホットライン ☎ 188
- 県消費生活センター ☎ 024(521)0999
- 警察総合相談 ☎ # 9110
- 福島県警察安全相談室 ☎ 024(525)3311

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権擁護委員は、地域住民の

- ▼開催日時 9月19日(水) 午後1時から午後3時まで
- ▼場所 町役場3階 日本間
- ▼その他 相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係 ☎(62) 2111

ここから下は広告欄です。お問い合わせは直接広告主をお願いします

有料広告募集中

町は、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひ活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62) 2111

猪苗代町民の方限定プラン!!

大皿コース+飲み放題

通常価格 6,156円(税込)が **なんと5,200円** (税込)

入湯税150円別途

日帰り宴会 夕帰りパーティー 祝賀会 ご近所なかよし会

この他にもお料理プランもございます。詳しくはお問い合わせください。

猪苗代志田浜温泉 湖畔の宿 **ライクサイド磐光** TEL.66-2711

耶麻郡猪苗代町大字壺場字浜130-3

猪苗代消防署からのお知らせです

●火災が多発しています。火の取り扱いに注意！

会津若松地方広域圏消防組合管内では、今年度に入り火災が多数発生しており、死傷者も出ています。

火災はほんの少しの不注意から発生します。火の取り扱いには十分注意し、「火の用心」を心がけましょう。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】－3つの習慣・4つの対策－

○3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



●農作業時の事故を防止しましょう

稲刈りなどの季節を迎え、農作業を行う機会が増えてきました。農作業を行う際は、けがの無いよう十分に注意しましょう。

◆倒れた農機具の下敷きになり、周りに人がいなく助けを呼ぶことができなかつたため、命を落としてしまう事故が多くあります。農機具の転倒には十分気を付け、誰かと一緒に作業するようにしましょう。

◆コンバインに稲わらが詰まった際に、稲わらを取ろうとして機械が止まる前に回転部に手を入れ、けがを負う事故もあります。安全を確認してから機械に触れるようにしましょう。

どんなに注意しても事故が起こってしまうかもしれません。万が一事故が発生してしまったら、冷静に119番通報をしましょう。



●問い合わせ先
猪苗代消防署 ☎(62) 4433

町民生活課よりお知らせ

●「いなわしろ聖苑」火葬炉の修繕工事のお知らせ

「いなわしろ聖苑」火葬炉の修繕工事を9月28日(金)から10月4日(木)の間で行います。この間、使用できる火葬炉が2基から1基となり、火葬受け付けも1日4回から2回になります。また、この期間中の受け付けは町民の方のみとさせていただきます。

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●ごみの野焼きはやめましょう

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

野焼きは苦情の原因になるだけでなく、ダイオキシン類などの猛毒の有害物質が発生しますので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

地面で直接焼却する場合だけでなく、ブロック囲いやドラム缶などでの焼却も禁止されています。

野焼き禁止の例外

- ①農業、林業を営むため、やむを得ないものとして行われるもの
(例：あぜ草の焼却など)
- ②風俗習慣上、または宗教上の行事を行うもの
(例：祭の神などによるしめ縄の焼却など)
- ③災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
(例：火災予防訓練、災害時の暖を取るたき火など)
- ④国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
(例：河川敷の草焼きなど)
- ⑤イベントなどによるもの
(例：キャンプファイヤーなど)



例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。焼却する周囲の状況、気象条件、燃やす量、時間帯などくれぐれも注意して、必要最小限で行ってください。

家庭から出る紙やビニール袋など日々の生活により排出されるごみは、例外とは認められませんので、処理基準違反として指導の対象になります。

●問い合わせ先
町民生活課 環境係 ☎(62) 2114